

鹿教保第37号
令和5年5月2日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁次長から通知がありました。については、貴校のプールにおける今夏の水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な連携を図り、地域の実情に即した適切な措置の徹底、安全指導及び事故防止のための周知を図るとともに、衛生管理についても御配慮ください。また、下記事項等について指導の徹底を図り、水泳の授業及び水遊びやスポーツ活動等を行う場合の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 小中学校の水泳の授業におけるスタートの指導については、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導し、高等学校においては、生徒の技能の実態に応じた段階的な指導を行うこと。
また、別添資料「水泳の飛び込み事故の防止について」を参照し、安全を十分に確保すること。
- 2 児童生徒の水難事故は、学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向があるものの、夏季休業前や終了後にも発生していることから、学校においては、年度の早い時期から継続して水泳の事故防止に関する心得を十分指導するとともに、PTA等を通じて家庭にも指導の趣旨を周知すること。
- 3 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときは、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせる習慣を付けるよう指導すること。
- 4 学校周辺にある海、堤防、河川、河口付近、湖沼池、側溝、プール、ダム、港及びその他遊泳禁止区域など、水難事故発生のおそれがある危険箇所について再点検を行うとともに、それらの危険箇所を児童生徒に示すなど具体的な安全指導を行うこと。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：池亀
電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671
mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-2-2(安全指導総括)」

5ス庁第215号
令和5年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長



殿

スポーツ庁次長
角 正 喜 彦

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるように、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携「2018年改訂版」」

https://www.jpsport.go.jp/anzen/Reports/0/anzen/anzen_school/sui_ei_2018/sui_ei_2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/esi/teaching_material/

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、川水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部等、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した方全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mhl.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ

<https://mizuberanzen.jp/>

- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁 電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課 担当：藤谷、永山 （内線：2998）
kensport@next.go.jp

〔学校体育担当〕 担当：岸、児玉 （内線：2674）
政策課企画調整室 ski kaku@next.go.jp

〔学校運動部活動担当〕 担当：林、行武 （内線：3953）
地域スポーツ課学校運動部活動係 tiiki sport@next.go.jp

〔学校プール施設・社会体育施設担当〕 担当：井上 （内線：3773）
参事官（地域振興担当）付施設企画係 stiiki@next.go.jp

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① 「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jnsport.go.jp/anken/portal/s/0/anken/anken_school/stu/ei/2018/stu/ei/2018_0.pdf
- ② 「水泳指導の千字（二訂版）」
（平成26年3月文部科学省）
https://www.next.go.jp/a_nenu/sports/jyujitai/1348589.htm
- ③ 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-1Fv4xcQ8&list=PLGjG6CZ3nhdVofbI4pckukdC9%3D&X>
- ④ 「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MvISzNbcTA>

(1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きています。事故防止の観点からも、学習指導要領及び11解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校の入学年次の次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf）も参考に、安全な指導を行うこと。



【令和4年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
高	学校行事	水泳大会「ウォーミングアップの際に、水深1m10cmのサブプールに鋭角に飛び込み、プールの底に頭を打ち、頸を痛めた。

【令和3年度の災害共済給付の重大事故の例】

中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

【参考：危険なスタート】

動画「スタートの段階指導」



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）抜粋

(2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learningコンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」

（公益財団法人日本ライフセービング協会）

<https://elearning.jlifesaving.or.jp/>

② 「水辺の安全ガイド」

（公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」）

<https://nizuber.anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるように学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinsei/taeiing/kyouiku_hoiiku/pdf/guideline1.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故



飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも難しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



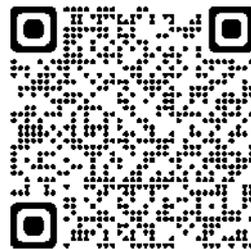
高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

動画「スタートの段階指導」



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
03-5253-4111 (内線：2998)

令和4年夏期(7~8月)における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和4年夏期における水難の概況』参照
 ※〈 〉内は中学生以下の子供で内数

【表1】水難者数

	水難者数
令和4年夏期	638人〈120〉
令和3年夏期	565人〈110〉

【表2】場所別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	113(5)	49.6%	94(4)	44.3%
河川	88(4)	38.6%	87(9)	41.0%
湖沼池	9(0)	3.9%	13(2)	6.1%
用水路	15(0)	6.6%	16(1)	7.5%
プール	1(0)	0.4%	2(0)	0.9%
その他	2(0)	0.9%	0(0)	0.0%
計	228(9)		212(16)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	25(1)	11.0%	23(4)	10.9%
水遊び	29(7)	12.7%	31(6)	14.8%
魚とり・釣り	56(1)	24.6%	49(0)	23.1%
作業中	13(0)	5.7%	4(0)	1.9%
通行中	4(0)	1.8%	11(1)	5.2%
その他	101(0)	44.3%	94(5)	44.3%
陸上における遊戯・スポーツ中	2(0)	0.9%	0(0)	0.0%
ボート遊び	4(0)	1.8%	3(0)	1.4%
水難救助活動	8(0)	3.5%	5(0)	2.4%
シュノーケリング	13(0)	5.7%	10(1)	4.7%
スキューバダイビング	3(0)	1.3%	3(0)	1.4%
サーフィン	4(0)	1.8%	4(0)	1.9%
その他	5(0)	2.2%	12(0)	5.7%
不明	62(0)	27.2%	57(4)	26.9%
合計	228(9)		212(16)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	9	3.9%	16	7.5%
未就学児童	1	0.4%	3	1.4%
小学生	6	2.6%	10	4.7%
中学生	2	0.9%	3	1.4%
高校生又はこれに相当する年齢の者	7	3.1%	8	3.8%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	97	42.5%	82	38.7%
65歳以上の者	107	46.9%	100	47.2%
不明	8	3.5%	6	2.8%
合計	228		212	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故(水泳・水泳指導中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和4年度は速報値

学校種	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計
小学校	1	0	0	0	0	1
中学校	1	0	0	0	0	1
高等学校	0	0	0	1	2	3
総計	2	0	0	1	2	5

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞:

※令和4年度は速報値

学校種	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計
小学校	0	1	3	0	0	4
中学校	2	0	1	4	0	7
高等学校	3	1	2	0	1	7
総計	5	2	6	4	1	18

※学校種は発生校種

別添3

プールの安全標準指針

平成19年3月

文部科学省

国土交通省

【目次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めているものである。

■本指針の構成について

- 基本的考え方（実録囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの、
- 解説-----基本的考え方の理解を深め、適切な適用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考-----解説に関連して参考になる事項を示したもの。

■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

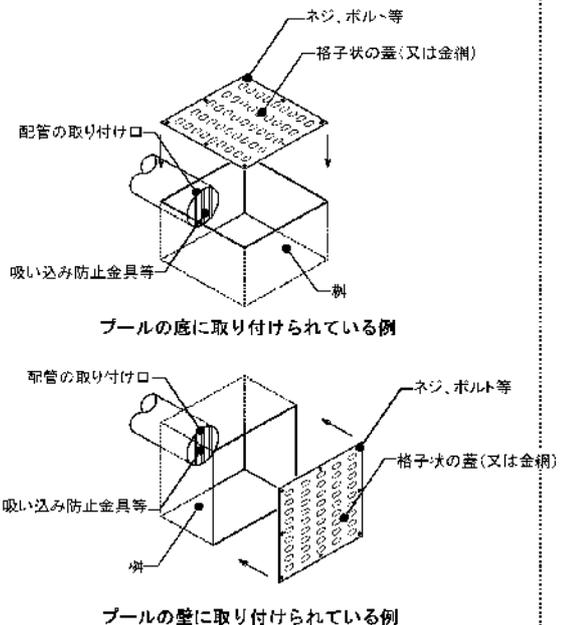
- 「～必要である。」-----プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。
- 「～望ましい。」-----より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは-----「プール水を排水・循環ろ過するための吸い込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォーターライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使われていた排水口、返還水口、循環排水口、汲込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱形の柵を一体として定義している。



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吹き込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託（請負を含む）する場合には、受託者（請負者を含む）に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び（財）日本体育施設協会、（社）日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針（仮称）策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者（所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの）をいい、通常の地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

(解説)

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・工の機関等における訓練用プール等、特定の用途に設定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。（ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。）なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

(1)救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医務室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2)プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3)監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実に図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補充する措置を講じることを望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4)救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目につく位置に設置することが望ましい。
- ・ 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを這ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目につく場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

(1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

(2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの非(環)水口にかかる吸水工が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起さないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとすることともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(還)水口を複数設置することが望ましい。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなる可能性があるため、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実に行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(塵)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(塵)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、

- 管理体制の整備
- プール使用期間前後の点検
- 日常の点検及び監視
- 緊急時への対応
- 監視員等の教育・訓練
- 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期直前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とすることが望ましい。

- ・ 設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・ 学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

〔参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例〕 参照

3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。
〔参考〕 使用期間前の点検チェックシートの一覧 参照
- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、
 - 蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)
 - 蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。
 - 配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。について行うことが必要である。
- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等はずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するブールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行う必要がある。
- ・なお、吐出口についても、排（環）水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

(1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実に行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プールの残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

(2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識させておくことが必要である。

3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくことが必要である。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
 - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
 - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
 - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
 - 適切な応急手当を行う
 - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
 - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実に行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

（解説）

- ・ プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・ 特に、排（環）水口における飛び込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排（環）水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・ 教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
 - a プールの構造及び維持管理
 - b プール施設内での事故防止対策
 - c 事故発生等緊急時の措置と救護
 - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
 - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハットしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・ 訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排（環）水口における飛び込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排（環）水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・ なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・ 特に、夏のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・ プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示することが望ましい。

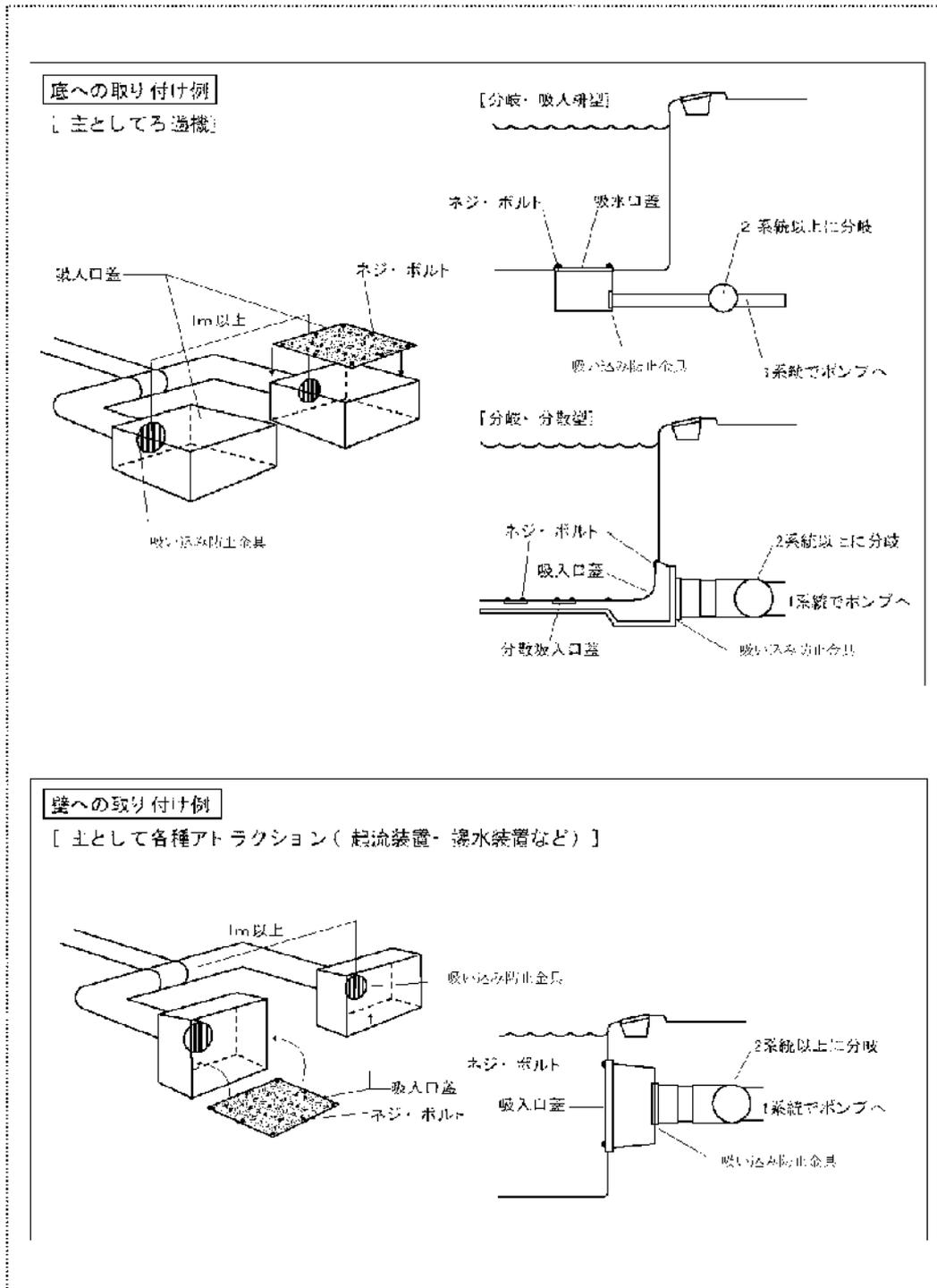
(解説)

- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさと、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明瞭の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照

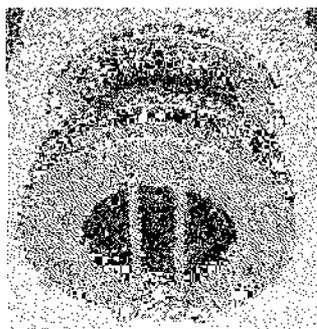
[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

出典) 健康運動施設用洗機槽

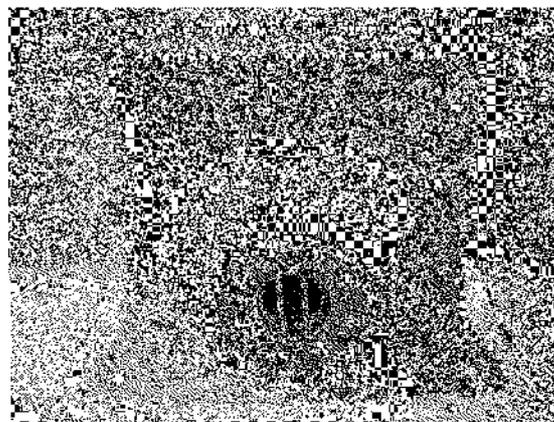


[参考-2 吸い込み防止金具の一例]

出典) 紀東運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

1 業務内容

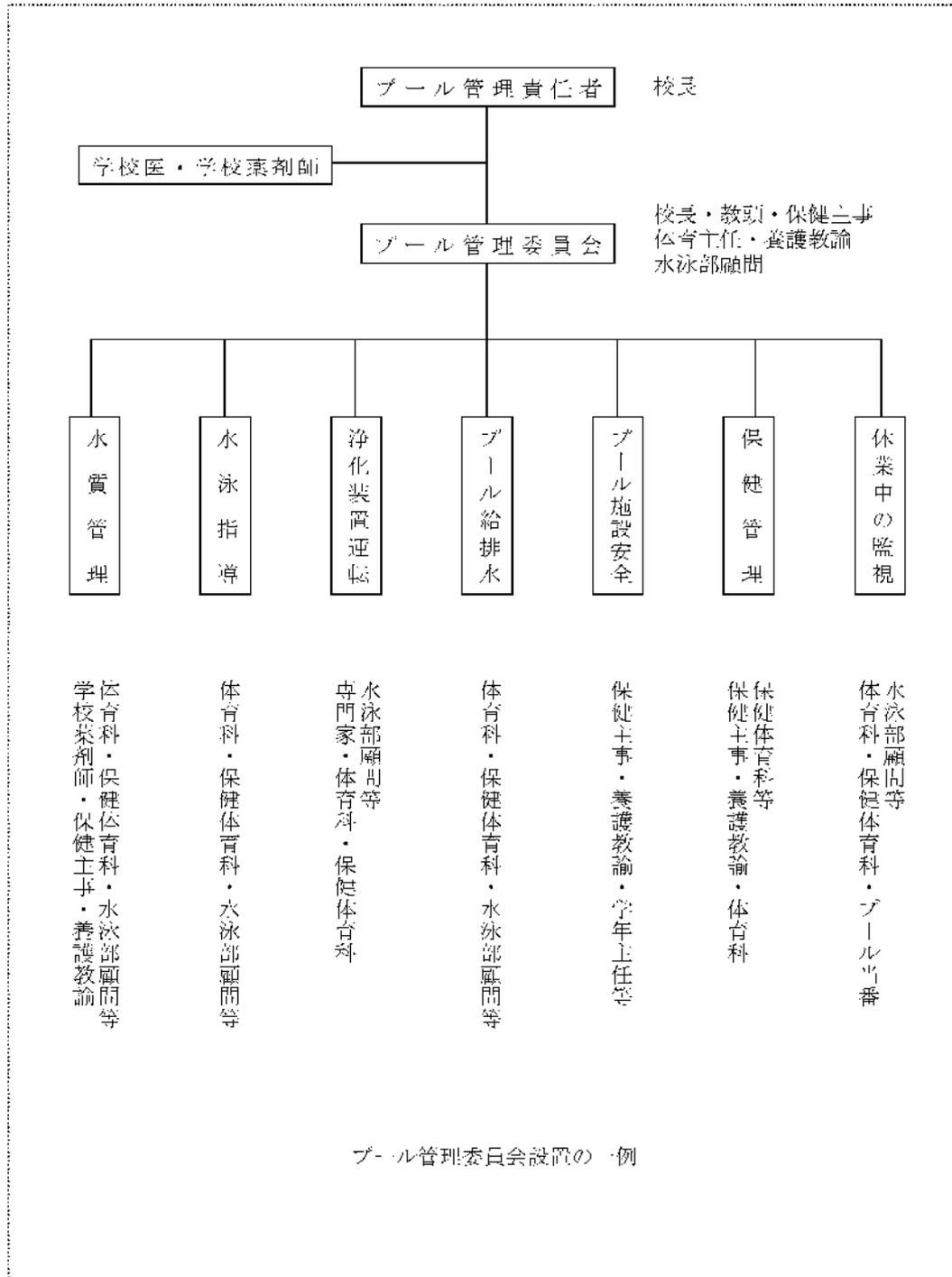
- (1) 入浴者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の口し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

[参考4] 学校教育活動における管理組織体制の一例

出典)「学校における水泳事故防止必携」 独立行政法人日本スポーツ振興センター



〔参考5〕 使用期間前の点検チェックシートの一例〕

出典) 「プールの安全管理指針」 埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名			プール名		
点検者			点検日	年 月 日	～ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容				点検結果
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか				適・否
	プール本体	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか			
給排水及び清掃が容易な構造か				適・否	
床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か				適・否	
プールサイド	適当数の水深表示があるか				適・否
	滑り止めの構造となっているか				適・否
給水設備	利用者に危害を及ぼす異物等がないか				適・否
	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか				適・否
排(環)水口	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか				適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか				適・否
消毒設備	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか				適・否
	薬剤の種類：		薬剤タンクの容量：		0
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか				適・否
	薬剤の保管場所は適当か				適・否
浄化設備	薬剤の保管状況は良好か				適・否
	浄化設備によく清掃されているか				適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か				適・否
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか				適・否
更衣室	男女別に区別されているか				適・否
	双方及び外部から見通せない構造か				適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか				適・否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか				適・否
便所	男女別に、十分な数があるか				適・否
	よく清掃されているか				適・否
	専用の手洗い設備があるか				適・否
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか				適・否
	故障又は破損のものはないか				適・否
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか				適・否
	故障又は破損のものはないか				適・否

点検項目	点検内容	点検結果
くずかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を認識させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	袖章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業員に対する 研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の 表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取図に排(環)水口の明示方法を切記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理口誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

〔参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例（管理日誌と点検チェックシートを一体化した例）〕

出典：「プールの安全管理指針」埼玉原

プール管理日誌（例）

責任者		作成者		年 月 日 曜 天候															
		AM	7	8	9	10	11	12	PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
使用時間 ←→																			
点検時間 —																			
入場者人員																			
気温 (室温)																			
水温																			
遊離塩素濃度測定値																			
安全点検(記号)																			
敷面に固定																			
腐食欠陥等																			
目視触診打診																			
監視員																			
救護員																			
救急防護用具																			
※上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																			
備 考 (施設設備の 状況、特記 事項等)																			

[参考-7 点検結果掲示の一例]

<p style="text-align: center;">当プールをご利用の皆さまへ</p> <p style="text-align: center;">当プールは、次の事項について毎日点検を行い、 施設の安全を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p>		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	(例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	(例) 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



動画「スタートの段階指導」



事務連絡
令和5年4月27日



各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁健康スポーツ課

プール事故に関する注意喚起について（周知依頼）

標記について、消費者庁から別添のとおり「プール事故に関する注意喚起について（依頼）（令和5年4月27日付消安全第169号）」により周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件について、各都道府県・指定都市のスポーツ主管課におかれては、域内の市町村スポーツ主管課及び関係団体に対して、各都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校法人が設置する学校に対して御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別添中の別紙3「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」等の資料を御活用いただき、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：菅原・藤谷

アドレス：kensport@next.go.jp

電話：03-5253-4111(内線2998)

消安全第 169 号

令和 5 年 4 月 27 日

スポーツ庁 健康スポーツ課長 殿

消費者庁消費者安全課長

(公 印 省 略)

プール事故に関する注意喚起について (依頼)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、4月22日に発生したスイミングスクールでの溺水事故について重大事故等(別紙1)として公表しました。また、同日、ゴールデンウィークでレジャー施設等において利用者の増大が見込まれることから、消費者に向けた注意喚起「行楽シーズン到来!安全にレジャーを楽しみましょう」(別紙2)の公表を行いました。

消費者安全調査員会においては、既に2019年にプール事故に関する「チェックリスト」(別紙3)の啓発資料を示しております。

貴課におかれましては、別紙も含めた内容につきまして、貴庁関係各課に御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別紙資料を御活用いただき、連携して関係団体に対し、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL: 03-3507-9200 (直通)

令和5年4月27日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は95件、うち重大事故等として通知された事案は36件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（95件）
 - （1）関係行政機関より85件（食品－49件、製品－32件、運輸2件、役務－2件）
 - （2）地方公共団体等より10件（製品－2件、役務－8件）
 - （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

2. 重大事故等として通知された事案（36件）
 - （1）関係行政機関より31件
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故の情報（2件）
 - 警察庁に報告のあった製品事故の情報（2件）
 - 警察庁に報告のあった役務事故の情報（1件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故の情報（26件）
 - （2）地方公共団体等より5件
 - 製品事故の情報（2件）
 - 役務事故の情報（3件）
 - （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

注：これら事案の情報については、被害の発生又は拡大の防止に資するため、関係省庁とも共有する予定。

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたリコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト
P C ・ 携 帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第 12 条第 1 項又は第 2 項及び第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

<本件に関する問い合わせ先>

消費者庁消費者安全課 三宅、石井

TEL : 03(3507)9263 (直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生日 都道府県	備考
E1230417-01	令和5年4月14日	令和5年4月17日	運輸サービス(乗合バス)	重傷1名(80歳代) 軽傷2名	当該乗合バスが運行中、バス右側の路肩を対向して走行していた自転車と衝突した。また、衝突を回避するため急制動した際に、乗客3名が転倒し、当該乗客のうち、1名が外傷性くも膜下出血の重傷、他2名が軽傷。	東京都	
E1230417-02	令和5年4月15日	令和5年4月17日	運輸サービス(タクシー)	重傷1名	当該タクシーが運行中、交差点に青信号で進入した際、右側から赤信号で進入してきた車両と衝突し、乗客1名が骨盤骨折等の重傷。	神奈川県	
G1230417-01	令和5年2月9日	令和5年4月17日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。	京都府	
G1230417-02	令和5年1月29日	令和5年4月17日	電気ストープ	火災	当該電気ストープを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年2月21日に 消費生活用製品の 重大製品事故と して公表済
G1230417-07	令和5年3月21日	令和5年4月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を所持する火災が発生。 発火源も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230417-09	令和5年4月2日	令和5年4月17日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	長野県	
G1230417-11	令和5年4月7日	令和5年4月17日	換気扇(トイレ用)	火災	当該換気扇(トイレ用)を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和5年4月21日に消費生活用製品重大製品事故として公表済
G1230417-13	令和5年4月10日	令和5年4月17日	サーキュレーター	火災	当該サーキュレーターを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	令和5年4月21日に消費生活用製品重大製品事故として公表済
G1230418-10	令和4年8月14日	令和5年4月18日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-12	令和4年10月4日	令和5年4月18日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-13	令和4年11月12日	令和5年4月18日	ガストーチ (型式:なし:株式会社大創産業(輸入事業者))	火災	当該ガストーチを使用中、当該製品から出火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月28日に消費生活用製品重大製品事故として公表済 令和2年10月23日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:22.2%

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230418-16	令和4年12月6日	令和5年4月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	商業施設で当該リチウム電池内蔵充電器を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのかが、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月17日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-17	令和4年12月21日	令和5年4月18日	ガストーチ (CB-TC又はCB-TC-B:岩谷産業株式会社(輸入事業者))	火災 軽傷1名	当該ガストーチを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月3日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-18	令和4年12月30日	令和5年4月18日	看板灯	火災	当該看板灯から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-22	令和5年1月11日	令和5年4月18日	電気ケトル	火災	当該電気ケトルから出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-23	令和5年1月14日	令和5年4月18日	電気冷温風機	火災	当該電気冷温風機をマルチタップに接続していたところ、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのかが、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年1月27日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-25	令和5年2月16日	令和5年4月18日	電気掃除機(充電式)	火災 軽傷1名	当該電気掃除機(充電式)及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのかが、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	G1230301-08及びG1230418-26と同一事故

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230418-26	令和5年2月16日	令和5年4月18日	電気こたつ	火災 軽傷1名	当該電気こたつ及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	G1230301-08及びG1230418-25と同一事故
G1230418-30	令和5年4月11日	令和5年4月18日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	火災	当該バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
F1230419-01	令和5年3月12日	令和5年4月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該リチウム電池内蔵充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230419-01	令和5年4月3日	令和5年4月19日	電気温水器	火災	当該電気温水器及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230419-02	令和5年3月29日	令和5年4月19日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
G1230419-03	令和5年4月12日	令和5年4月19日	エンジンポンプ	火災	当該エンジンポンプを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
F1230420-01	令和5年4月20日	令和5年4月20日	温水洗浄便座	火災	当該温水洗浄便座を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
G1230420-01	令和5年1月15日	令和5年4月20日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	火災	当該バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)から出火する火災が発生。	茨城県	
G1230420-02	令和5年4月2日	令和5年4月20日	電気洗濯機	火災	当該電気洗濯機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
G1230420-03	令和5年4月12日	令和5年4月20日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
G1230421-03	令和5年3月14日	令和5年4月21日	電子レンジ	火災	当該電子レンジを使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230421-06	令和5年4月15日	令和5年4月21日	電子レンジ	火災	当該電子レンジを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230421-07	令和5年4月19日	令和5年4月21日	エンジン溶接機	火災	当該エンジン溶接機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
F1230424-01	令和5年4月22日	令和5年4月24日	その他のサービス(スイミングスクール)	死亡1名(5歳)	当該スイミングスクールにおいて、幼児が講師から腰に浮き具を装着してもらいプールに入ったところ、何らかの原因により当該浮き具が外れて溺れ、心肺停止状態で救急搬送されたが、その後死亡が確認された。	富山県	

※ 管理番号：国土交通省(E)、警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■ 地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
230417-018	令和5年4月17日	令和5年4月17日	石油温風暖房機(開放式)	火災	当該石油温風暖房機(開放式)を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。発火源も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
230418-007	令和4年9月12日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、利用者が体重測定中にバランスを崩して転倒し、第1腰椎圧迫骨折の重傷。当時、置段と異なる場所で体重測定しており、転倒時の安全対策が不足していた。	埼玉県	
230418-008	令和4年6月17日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、利用者がトイレで転倒し、右手首骨折の重傷。当時、センサーが反応したが、職員が気付かず、当該利用者のトイレ介助ができていなかった。	埼玉県	
230418-009	令和4年8月28日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、職員が口腔ケアのために利用者顔を洗面所に誘導後、当該職員が当該利用者のそばから離れた際に、当該利用者が転倒し、右大たい骨骨折の重傷。	埼玉県	
230419-004	令和5年3月7日	令和5年4月20日	椅子	重傷1名	当該椅子を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、肩を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年4月14日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

令和5年4月27日

行楽シーズン到来！ 安全にレジャーを楽しみましょう

今年のゴールデンウィークは、久しぶりに行楽地に出掛けることを予定している方も多いと思います。気候も良く、屋内外問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる体験をする機会もあると思いますが、安全に無理せずレジャーを楽しみましょう。

この時期に特に注意してほしい、遊戯施設の利用、水辺やキャンプなど野外でのレジャーについて、事故防止のためにポイントをご紹介します。

1. 遊戯施設での事故

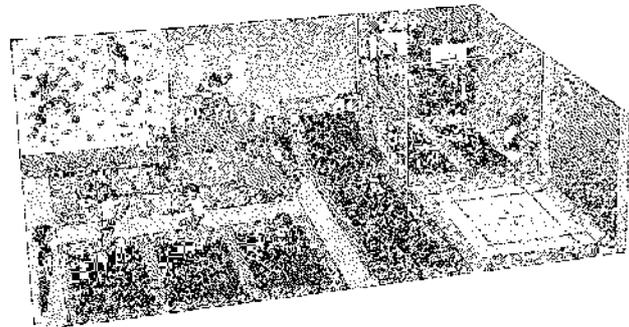
身体を思い切り動かして遊ぶような、高いアトラクション性を有する遊具や設備などが利用できる遊戯施設が近年人気です。高く跳んだり、速度が出たり、日常にはない体験ができる一方で、衝突や落下した際の衝撃は大きく、骨折などを負う事故も発生しています。

(1) 主な事例

【事例1】トランポリン

「遊戯施設のトランポリンで遊んでいたところ、着地した際に腰部を負傷し、救急搬送。腰椎圧迫骨折。」

(事故情報データバンク¹、事故発生：令和4年4月)



【事例2】エア遊具

「小学生の子どもが遊戯施設で空気を入れて膨らませた遊具でポンポンと飛び跳ねていて、バランスを崩し隙間に足が入ってしまい転倒。大腿骨を骨折。」

(事故情報データバンク、事故発生：令和5年1月)

¹「事故情報データバンク」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含まれる。

【事例3】アスレチック遊具

「ターザンロープに右手だけでつかまっている宙吊りの状態になって、落ちた。右腕を骨折。」

(医療機関ネットワーク事業²、事故発生：平成30年5月、5歳、要入院)

【事例4】ゴーカート

「運休中、中学生の子どもが遊戯施設のゴーカートに乗り、カーブを曲がり切れずに壁に激突した。腿の裏を切り救急搬送された。事前に服装の注意もなく、時速60kmが出るのにシートベルトもなかった。施設からは乗車時に責任を問わないという誓約書を書かされており、事故後に安全性に問題はないと言われた。」

(事故情報データベース、事故発生：令和元年5月)

【事例5】立体迷路

「遊園地にて、屋外に設置された木造の立体迷路の3階の床が一部抜け落ち、利用客7名が2階に転落し、2名が骨折等の重傷、4名が打撲等の軽傷を負った。」

(事故情報データベース、事故発生：令和3年10月)

(2) 消費者へのアドバイス

出掛ける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せず遊びましょう

- 遊戯施設のウェブサイト等で安全対策が十分に取られているか、事前に調べておきましょう。利用する施設によっては、服装等にルールがあることもあります。
- 施設スタッフによる利用者の見守りや施設の点検・整備が行われているなど、安全管理体制が整っている施設を選ぶことも大切です。
- 利用する際は施設の対象年齢や、人数制限、注意事項などをよく確認し、危険性を理解した上で、施設のルールを守って遊びましょう。特に小さい子どもの場合は、場面に応じて保護者が付き添いましょう。
- 混雑している場合は、接触・転落事故等の防止のため、無理な利用は控えましょう。
- 遊ぶ人だけでなく、観覧や順番待ちの人も、決められたエリアを守りましょう。
- 不具合や破損など危険な箇所を見付けたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。
- 万が一けがをしてしまった場合は、施設の管理者に事故の発生を知らせ、病院を受診するようにしてください。

²「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(令和5年4月1日時点で32機関)から事故情報を収集し、事故の再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)。

(3) 参考

消費者庁「こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物での事故に注意！—保護者と共に安全な施設等を選び、ルールを守って正しく利用しましょう—」（令和4年12月2日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_065/index.html

消費者庁「トランボリンパークでの事故が続いています！ — 施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう —」（令和4年4月26日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/

子ども安全メール Vol.574 商業施設のキッズスペースなどでの事故に気を付けましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211208/

子ども安全メール Vol.449 アスレチック遊具で遊ぶ時には事故に注意しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190425/

2. 水辺での事故

自然と触れ合いながら楽しめる水辺のレジャーは、溺水事故への備えが欠かせません。海や川などの水辺での溺水事故は4、5月頃から増え始めます³。また、身近にある用水路やため池、プールなどでの事故にも注意が必要です。

(1) 主な事例⁴

【事例6】川遊び中に流される

「4人家族のうち、子ども2人が川遊びをしていて、1人が流された。助けようとした親は流され死亡。子どもはライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられた。親は未着用だった。」

（国土交通省、事故発生：年月不明、死亡）

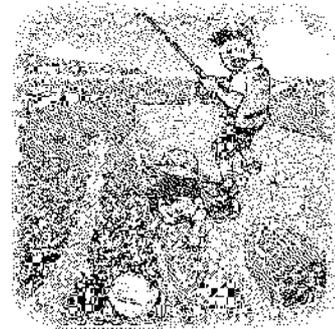
³令和4年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議資料」資料5 海上保安庁の取組 <https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-actions-review-meetings/2023/>、（一財）河川財団「No More 水難事故 2022」<https://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf/mizube/euicanjiko2022.pdf>

⁴事例6～9は令和4年7月20日公表資料「子どもの水の事故を防ごう！—7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！—」から再掲。

【事例7】釣り中の海中転落

「防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2名とも救助船により救助されたもの。なお、2名ともライフジャケット非着用であった。」

(海上保安庁、事故発生：平成31年4月)



【事例8】ウォーターアクティビティ中に漂流

「保護者と男児は、1艇のSUP⁵に乗艇して保護者の友人と遊走していたところ、風が強まり漂流したことから救助を要請し、捜索中の巡視艇等に救助された。なお、ライフジャケットは非着用であった。」

(海上保安庁、事故発生：令和3年10月)

【事例9】用水路で溺水

「用水路で子ども3人で遊んでいたところおぼれた。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和2年6月、7歳、死亡)

(2) 消費者へのアドバイス

刻々と変化する自然が相手。起こるかもしれない危険を知り、大人も子どももライフジャケットなどの備えを十分に

- 立入禁止区域など危険な場所には絶対に近づかず、安全に管理された場所で遊びましょう。
- 水に入る時は子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。少しの間だからと子どもだけで遊ばせないでください。溺水は早急な対応が求められますが、声や音を出さずに沈むこともあると言われており、近くにいたとしても気付くことができない可能性もあります。
- 靴やライフジャケットなど場所や用途に合った用具を準備し、適切に使用できるよう着用の練習などもしておきましょう。
- 川の流は一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。また、風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。
- 海の状況も、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめておきましょう。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流⁶が発生しやすい場所には入水しないでください。

⁵Stand Up Paddleboarding：海・川・湖などでサーフボードの上に立ち、パドルを用い水面を漕いで移動を楽しむ新しいマリンスポーツの一つ。<https://www.kaiho.mlit.go.jp/waterafety/sup/>

⁶離岸流（リップカレント）とは、沖に向かって発生する強い流れのこと。

(3) 参考

消費者庁「子どもの水の事故を防ごう!ー7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を!ー」(令和4年7月20日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/

河川財団「水辺の安全ハンドブック」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

子ども安全メール Vol.595 水の事故に注意ー子どもだけで水に近づく危険な状況を減らして見守りを!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220628/

消費者安全調査委員会「水上設置遊具による溺水事故」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/

消費者安全調査委員会 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/

3. キャンプ等での事故

キャンプ等では、火を扱ったり、使い慣れない道具を使用するなど日常とは異なる体験も多く、取扱いを誤ると重いやけどや中毒事故につながる場合があります。

(1) 主な事例

【事例10】バーベキュー中に引火

「バーベキューをしていて、ガスバーナーを使用して火をつけようとしたがつかず、液体のエタノールを火に向かって撒いたところ、引火し全身に熱傷を負った。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和4年5月、40歳代、要入院)



【事例11】薪割り中に指を受傷

「キャンプで薪割り中に、ナタで誤って左人差し指を切ってしまった。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成27年10月、10歳代、要通院)

【事例 12】ハンモックが破れて転落

「グランピングの宿泊施設にあったハンモックが破れて同行者が転げ落ち骨折した。」

(事故情報データベース、事故発生：令和3年)

【事例 13】テント内で一酸化炭素中毒

「キャンプ中に、4畳のテント内でバーベキュー後の炭をたいて就寝した。夜中に気分が悪くなり、頭痛、ふらつき、嘔吐した。一酸化炭素中毒で、救急搬送された。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成31年4月、40歳代、要入院)

(2) 消費者へのアドバイス

慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全対策を念入りに。また、火の取扱いに十分注意しましょう

- 安全管理・整備されているキャンプ場や施設を選び、テントの設営場所、火の取扱いや道具の使い方等を事前に確認しておきましょう。
- キャンプ場では危険区域に限らず周囲の状況を確認し、安全を確保した上で、ルールを守って過ごしましょう。
- テントの中などの換気が不十分な場所で、たき火やこんろ、ランタンなどを燃焼させると、一酸化炭素中毒に至るおそれがあります。必ず屋外の風通しのよい場所で使用してください。
- バーベキューでは、炭や着火剤、ガスバーナーなどの火の取扱いには十分に注意しましょう。終わった後も鉄板等が熱くなっているため、子どもなどが誤って触れないように注意しましょう。万が一、やけどをしたら、すぐに水で冷やし、医療機関を受診しましょう。
- 特に強風、大雨、雷など、天候の急変の兆しがあれば、無理に活動を続けられないようにしてください。

(3) 参考

子ども安全メール Vol. 598 バーベキュー時の事故に注意!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220723/

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「増加するキャンプ需要～初心者が守るべき注意点～」(令和3年4月28日)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210428.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「着火剤「1. つぎ足しでやけど」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2020082704.html>

このほか、例えば行楽地への移動中の、鉄道等の公共交通機関利用時や、自動車に乗車している際、またホテルや親戚宅等、日常の生活空間とは異なる滞在先でも思わぬ事故に巻き込まれないよう、以下の資料も参考にしてください。

子ども安全メール

Vol. 471 電車のドアやホームドアの戸袋への引き込まれに注意しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191003/

Vol. 562 車のドアや窓に挟まれる事故に注意！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20210818/

Vol. 480 帰省時の子どもの医薬品誤飲に注意！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191205/

Vol. 463 帰省先では危険箇所を確認しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190808/

Vol. 593 子どもの熱中症対策を心がけましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220608/

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～

内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日）を確認してください。

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行ってください。

プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした心肺蘇生^{こころい}などの応急手当てや非常時の対応について事前教育を行ってください。

一刻を争う状況にも対応できるように119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から緊急時対応訓練を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。

プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
特に以下の項目については十分に検証してください。

- プール活動・水遊びの活動の内容や時間帯、時間配分は、子供の体調や生活のリズムなど、安全性を考慮して適切に定めてください。
- 監視者の人数、配置については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。ヒヤリハットが発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。

プールでの指導を行う職員のほかに、監視者を必ず決めてください。

監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。

- 監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- 集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- 複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
- 監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- 水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止してください。
- 時間的余裕をもって活動させてください。

: プールシーズンごと : プール活動ごと

（注1）本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。）

（注2）EAP（Emergency Action Plan）（特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガーディング教本」第6章参照）

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）」（消費者安全調査委員会）附属資料1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^注

～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～



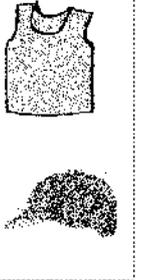
監視者は、監視に専念しなければなりません。

プール活動の指導や片付けをしてはいけません。

一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大切です。

【プール活動・水遊びの前に】

目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。

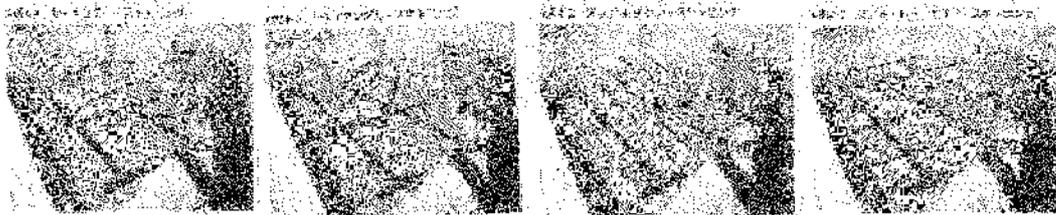


あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。

園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】

プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
・定期的に視線を動かしながら監視しましょう。



（出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガードング教本」P.35～38）

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて！」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいないかに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】

重篤の場合は、すぐに119番通報をするとともに、救命処置をしましょう。

（注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。）

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）」（消費者安全調査委員会）附属資料2